

広域連携について

参考資料

地方公共団体の職員数の推移

都道府県：市町村
1 : 3

福祉関係

都道府県：市町村
1 : 5

■地方公共団体の職員数の推移（公営企業等会計部門の職員を除く）

（出典）地方公共団体定員管理調査結果（平成6年、平成16年、平成30年）
地方公務員給与実態調査（昭和49年）

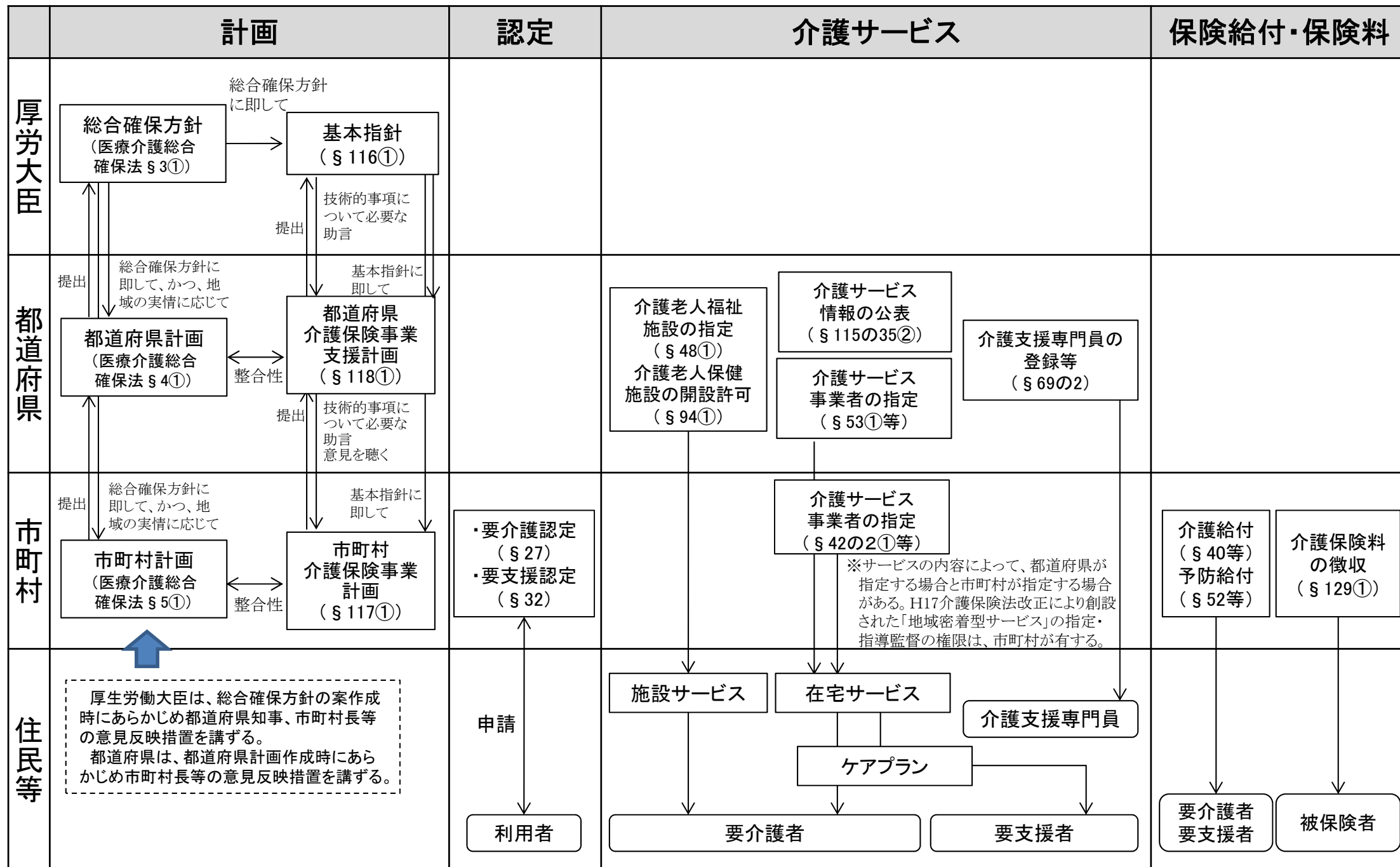
			昭和49年			平成6年			平成16年			平成30年		
			人数	合計に占める割合	部門別県市人数比	人数	合計に占める割合	部門別県市人数比	人数	合計に占める割合	部門別県市人数比	人数	合計に占める割合	部門別県市人数比
一般行政	一般管理	都道府県	254,069	17.3%	36.8%	235,396	14.5%	33.6%	212,987	14.0%	33.2%	174,949	13.4%	31.7%
		市町村	435,940	42.2%	63.2%	464,482	37.9%	66.4%	427,779	37.8%	66.8%	376,765	35.0%	68.3%
	福祉関係	都道府県	93,922	6.4%	24.8%	88,852	5.5%	18.7%	69,407	4.6%	16.2%	57,185	4.4%	15.6%
		市町村	284,408	27.6%	75.2%	385,784	31.5%	81.3%	358,978	31.8%	83.8%	310,198	28.8%	84.4%
	計	都道府県	347,991	23.7%	32.6%	324,248	19.9%	27.6%	282,394	18.6%	26.4%	232,134	17.8%	25.3%
		市町村	720,348	69.8%	67.4%	850,266	69.3%	72.4%	786,757	69.6%	73.6%	686,963	63.8%	74.7%
教育	都道府県	885,075	60.2%	79.4%	1,031,899	63.4%	80.6%	947,500	62.4%	82.1%	766,213	58.6%	75.6%	
	市町村	230,107	22.3%	20.6%	249,102	20.3%	19.4%	206,916	18.3%	17.9%	246,697	22.9%	24.4%	
警察	都道府県	219,566	14.9%	-	253,994	15.6%	-	270,870	17.8%	-	289,616	22.2%	-	
	市町村	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	
消防	都道府県	16,438	1.1%	16.7%	18,325	1.1%	12.6%	18,340	1.2%	11.8%	18,861	1.4%	11.7%	
	市町村	81,829	7.9%	83.3%	127,210	10.4%	87.4%	136,905	12.1%	88.2%	142,750	13.3%	88.3%	
合計	都道府県	1,469,070	100.0%	58.7%	1,628,466	100.0%	57.0%	1,519,104	100.0%	57.3%	1,306,824	100.0%	54.8%	
	市町村	1,032,284	100.0%	41.3%	1,226,578	100.0%	43.0%	1,130,578	100.0%	42.7%	1,076,410	100.0%	45.2%	

都道府県：市町村
1 : 2

一般行政

都道府県：市町村
1 : 3

都道府県と市町村の主な役割分担（介護保険）



※市町村には、指定都市、中核市、施行時特例市は含まない。

※出典：第31次地方制度調査会第17回参考資料3を加工

連携協約の制度概要①

① 根拠法令

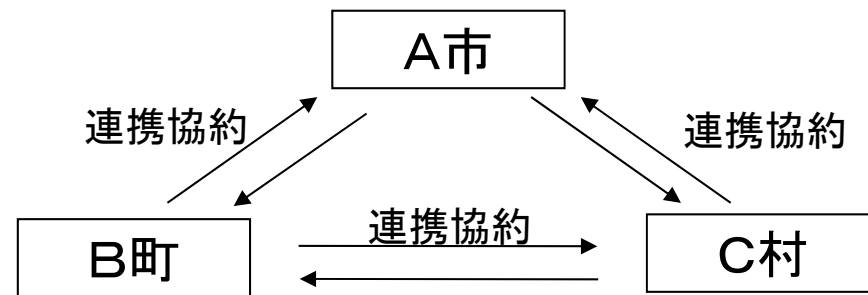
地方自治法第252条の2

② 制度の概要

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。



特徴

- 柔軟性と安定性に優れた、国家間の条約のような新たな広域連携の仕組み
- 単独の地方公共団体の活性化に加えて、近隣市町村との有機的な連携による活性化が可能
- 単独であらゆる公共施設を維持・整備し全ての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの脱却が可能

③ 制度活用実績

(平成30年7月1日現在)

締結件数 319件

うち、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約 240件(75.2%)、その他 79件(24.8%)

活用例

- 連携中枢都市圏などの形成
- 条件不利地域における都道府県と市町村との連携
- 三大都市圏での水平的連携
- その他地域の実情に応じた地方公共団体間(都道府県間、市町村間等)の連携

連携協約の制度概要②

柔軟性

ポイント① 政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・ 従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み(例:ごみ処理等を一部事務組合により、公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等)。
 - 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能(例:図書館はA市で音楽ホールはB市で整備するなどの公共施設整備を役割分担。圏域全体のまちづくりの方向性。)
 - 政策の共有を実現することができる。

ポイント② 別組織を作らない、より簡素で効率的な仕組みとすることが可能

- ・ 一部事務組合や広域連合は、構成団体とは別の地方公共団体が事業を実施。
 - 連携協約においては、連携協約を締結した地方公共団体がそれぞれ役割を果たすために必要な措置を実施。必要に応じて、事務の委託や代替執行等を実施。

ポイント③ バイ(1対1)で連携協約を締結

- ・ 複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協約を締結(合同行為でなく双務契約)。
 - バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー(重層的)構造。
 - 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。

ポイント④ 地方公共団体間の安定的な連携

- ・ 締結する際の協議について議会の議決が必要。
 - 首長間だけでなく団体間の意思として安定的に連携。
- ・ 連携協約を締結した地方公共団体は、連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。
 - 企業等も安心して事業に参加可能。

ポイント⑤ 紛争解決の手続きがあらかじめビルトイン

- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。
- ・ 処理方策の提示を受けたときは、当事者である地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。
 - 調停とは異なり、当事者間の受諾が不要。

安定性

事務の共同処理制度の比較①

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
連携 イメージ							
組織	法人格をもたない					独立した法人格あり	
	—	構成団体の職員が処理 ※機関が存在しない	構成団体の職員が処理 ※機関が存在する	受託団体が事務を処理	一方の団体(A)が他方の団体(B)の事務を処理		
法律効果の帰属 (括弧内は条文を要約)	—	各構成団体に帰属 (普通地方公共団体(又はその機関)が管理し執行したものであるものとしての効力を有する)	各構成団体に帰属 (普通地方公共団体は、共同して、内部組織、委員会等を置くことができる)	受託団体(A)に帰属 (普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、管理し執行させることができる)	他方の団体(B)に帰属 (普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、当該他の団体(又は執行機関)の名において管理し執行することができる)	一部事務組合に帰属	広域連合に帰属
その他	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な方針や役割分担を定める仕組み(管理及び執行することはない) 双務契約に類似 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会固有の財産・職員を有しない 	<ul style="list-style-type: none"> 事務の管理及び執行に関する法令等の適用は、構成団体の機関と同一 	<ul style="list-style-type: none"> 受託団体は受託事務を自己の事務として処理(委託した団体は権限がなくなる) 	<ul style="list-style-type: none"> 代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る 民法の代理に相当 	<ul style="list-style-type: none"> 財産を保有できる 	<ul style="list-style-type: none"> 財産を保有できる 首長を直接選挙できる 連合長に代えて理事会を置くことができる

事務の共同処理制度の比較②

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
当事者 (括弧内は地方自治法上の規定例)	1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)	複数の団体 (「普通地方公共団体は…共同して…」)		1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)		複数の団体 (「構成団体は…」)	
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
解散	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事への届出(※2)	
規約の変更等						①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)	
紛争解決 方法の ビルトイン	○ ・自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる ・当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、当事者の受諾を要しない)	×		×		×	
		(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)		(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)		(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)	

※1)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣の許可
 ※2)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣への届出
 ※3)連絡調整協議会の場合には、議決不要

事務の共同処理制度の比較③

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○各構成団体の長等の名において事務を管理執行 ○各構成団体が形式的には主体性を保つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う ○権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確 ○事務処理の効率性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の設立を要しない ○代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格を有するため、財産の保有が可能 ○議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確 ○構成団体は事務処理権限を失う 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合とほぼ共通 ○国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能 ○規約の変更を要請することが可能
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●機動的な意思決定が難しい ●責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない ●名称が共同処理機構を想起しづらい ●数が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続きが煩雑 ●複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性 ●限定された分野での活用にとどまる 	<ul style="list-style-type: none"> ●委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる ●受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う ●権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない ●数が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ●構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる ●機動的な意思決定が難しい ●構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない ●やや減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部事務組合とほぼ共通 ●国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない ●数が頭打ち
活用事例	<p>連携中枢都市圏の形成、都道府県による補完・支援等</p>	<p>宝くじの発行事務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択等</p>	<p>介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事等</p>	<p>公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理等</p>	<p>上水道、簡易水道等</p>	<p>ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場等</p>	<p>後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理等</p>